

## 大沢公民館振興計画（令和4年3月改訂）（案）

### 1 改訂にあたって

大沢公民館振興計画は、少子・高齢化や子育て、教育、介護、環境などさまざまな課題が複雑化するとともに価値観が多様化するなどの社会変化に対応しながら、公民館活動を推進する方向性を見出すものとして、平成18年3月に策定されました。平成29年3月には、計画策定後10年を機に、見直しが行われています。

今回の見直しは、計画中、5年を目安に策定するとされている「基本方針」及び3年を目安に見直しを図るとされている「活動計画」について、今日的な状況に対応するとともに効果的に計画を推進することができるよう行うものです。

#### （1）今日的な状況

令和2年3月に策定された第二次相模原市教育振興計画（以下「市教育振興計画」）では、予測困難な時代であっても、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、公民館においては、学び始めるきっかけづくりや仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことをいかしていくことの大切さが唱えられています。

また、文部科学省の中央教育審議会は、平成30年12月、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりが、地域社会における社会教育の意義と果たすべき役割であると答申しています。

#### （2）効果的な計画推進

地域社会を取り巻く環境は、複雑多様化しており、対応すべき課題も多岐に渡っています。一方、公民館活動は地域住民が主体的に行うものであり、全ての課題へ対応することには限界があるのも事実です。このため、今回の改訂においては、多くの公民館活動の担い手が計画の方向性を共有しながら、様々な取り組みをしやすくなるよう、「これだけは取り組もう」という重点的なテーマに絞った、簡潔なものとししました。

また、このことにより、公民館事業評価については、各事業と計画との関係が明確になり、いわゆるPDCAのつながりが見えやすくなることから、計画のより着実な推進が期待できると考えています。

さらに、従前の計画では、活動計画として多岐に渡る事業等が位置づけられていましたが、計画の中で大切にすべき理念や基本方針と事業の関係性が見えにくくなってしまった部分もあります。このため、個別具体的な事業について

は、公民館事業評価を踏まえた年度事業計画として、本計画の下位に位置づけることとしました。

### (3) 地域の皆さんに親しまれる公民館を目指して

今回の見直しは、重点的なテーマに焦点を絞った内容となっていますが、多くの方に親しまれてきた「これまでの公民館」も大切にしながら、公民館全体として、バランスのとれた取り組みを行っていくことが大切です。

この見直しにより、より多くの方々が事業に参加し、施設を利用いただき、地域の学びの拠点として、基本理念である「出会い、ふれあい、学びあいの場」として地域の皆さんに親しまれる公民館を目指します。

#### 大沢公民館について

公民館は、第二次世界大戦後、新しい日本をつくりあげるために、地域の新しい社会教育機関として誕生しました。設置を促進したのは、昭和 21 年の文部次官通牒「公民館の設置運営について」です。この文書では、公民館活動により民主主義と豊かな教養を身につけ、郷土の生活を豊かにしようと書かれています。

戦後の混乱した時代、大沢地域では、いち早く青年団が立ち上がり、復興に向けた地域活動が始まりました。昭和 24 年 10 月、大沢公民館は、上溝公民館とともに相模原町立公民館第 1 号の組織公民館として出発しました。以来、人と人のつながりを大切にしながら活動を深め、昭 54 年には待望の独立公民館が建設され、今日まで長きに渡る歴史を刻んできました。昭和 26 年には県下で初めて、優良公民館として文部大臣賞を受賞、平成 15 年 10 月、再び文部科学大臣より優良公民館表彰を受賞しています。長年にわたる学習文化活動、スポーツ活動、青少年関係活動、館報などの広報活動等が高く評価されたものです。

## 2 計画の体系

大沢公民館振興計画は、基本理念、基本方針で構成します。

- (1) 基本理念は、公民館のあるべき姿、めざすべき方向性を示すもので、計画期間は10年間です。
- (2) 基本方針は、基本理念をより具体化し、公民館活動の基本姿勢を示すもので、5年を目安に策定します。

なお、個別の事業については、年度事業計画として、本計画の下位計画として毎年度定めます。

## 3 基本理念

公民館は、出会い、ふれあい、学びあいの場

## 4 基本方針

### (1) 参加者層の拡大

<現状課題、視点など>

- ・本市の公民館の事業参加者や利用者は、比較的高齢の方、または女性が多くなっています。
- ・地域の次代を担う若い世代にとって、地域と関わる動機付けとなる公民館での学びあいが大切です。
- ・子育て世代の人々にも寄り添うことも大切です。

<方向性>

- ・これまであまり公民館を利用していない人々、事業に参加していない人々が興味や関心をもてる取組を企画します。

### (2) 学びを通じたつながりづくり

<現状課題、視点など>

- ・自治会や子ども会の加入率の低下にみられるように、地域における人と人との結びつきが弱まっています。
- ・人口減少や高齢化、人間関係の希薄化など、地域社会の課題が深刻さを

増す中、地域の人々のつながりの回復は、喫緊の課題となっています。

<方向性>

- ・公民館で行われる様々な学びを通して、人々のつながりづくりを一層促します。
- ・「つながりづくり」の先には「地域づくり」があります。公民館事業においては、参加者が公民館活動を、ひいては地域活動を担う人材となるよう、参加から参画につながる取り組みに努めます。

### (3) 地域で育む子どもたちの成長

<現状課題、視点など>

- ・ある研究※では、公民館など地域の活動に熱心に取り組む層には、共通して15歳までの地域活動の分厚い体験がある」という報告がされています。

※東京大学牧野研究室と飯田市公民館との2014-15年度共同研究

- ・中央教育審議会が学校と地域の連携・協働のあり方と推進方策について答申するなど、学校と地域の連携については、より一層効果的な仕組みづくりが求められています。
- ・一方、学校と地域の連携については成功事例が少なく、また学校は、働き方改革など取り巻く環境が転換点を迎えており、学校、地域双方にとってウィンウィンの関係を模索していくことが大切です。

<方向性>

- ・地域の子どもたちが、継続して公民館と関わるができるような取り組みを進めます。
- ・学校との連携について、より効果的な方法を検討しながら、取り組みを進めます。

## 5 推進にあたって

基本方針を実現するとともに、これまで親しまれてきた地域の教育機関として配慮すべき事項を「推進にあたって」としてまとめました。

### (1) 住民主体による公民館運営

- ・公民館運営に関する事項について協議し、推進する公民館運営協議会を中

心に、専門部が各事業の企画、実施を担うなど、住民主体による公民館運営が基本です。

- ・各種学級運営をはじめ様々な取組への住民の参画を促進します。
- ・大沢公民館が、活気にあふれ、交流の場となるためには、サークル等で活動する地域の皆さんが活躍することが大切です。

## (2) ニーズ、トレンドを捉えた事業企画

- ・参加者層を拡大するためには、ターゲットとする人々が求めているニーズや興味関心の持てる事柄について情報収集し、参加者がワクワクするような企画とすることが大切です。

## (3) 創意工夫

- ・基本方針で示した内容については、既に他の様々な場面でも言及されており、新しいテーマではありません。
- ・一方、これまでの取組にも関わらず、前進が難しいのも事実であり、従前の方法にこだわらず、効果的な仕組みや仕掛けなど、創意工夫が必要です。

## (4) 効果的な情報発信

- ・現在の公民館利用者の多くは、館報から情報を得ており、引き続き館報による情報発信は大切です。
- ・一方、参加者層を拡大するためには、より多くの方々に効果的に情報が届くような発信が必要です。

## (5) 目的をもった連携の推進

- ・様々な取り組みを進める際に、専門部や地域の団体等の連携が効果的な場合には積極的に取り組みます。
- ・連携が効果的なものとなるためには、それぞれが目的を共有することが大切です。

## (6) 今日の課題への挑戦

- ・市教育振興計画に掲げられている共生社会の実現を始めとした様々な取り組み※やSDGsなど、今日的な課題について学ぶ機会の提供に努めます。

※A I時代だからこそ大切にすべき体験活動、伝統や文化に関する教育、自己肯定感の育成、歴史や文化の理解、コミュニケーション能力の育成、スポーツが好きになること、発達段階に応じた読書習慣、体力・健康づくりや介護予防につながるスポーツ活動、子どもの居場所づくり・あそび場づくり、家庭教育支援・子育て支援等

#### (7) バランスの取れた事業推進

- ・基本方針では、今後、取り組むべき3つの方針を掲げていますが、これまで実施してきた従来型の事業を楽しみにしている方々も多くいます。
- ・従来型の事業については、常にニーズを確認するとともに、公民館事業全体としての優先順位などを勘案しながら、必要に応じて見直しを検討するなど、バランスよく企画することが大切です。
- ・なお、従来型の事業においても、基本方針を実現するための工夫に努めます。

### 6 公民館事業評価

本計画の着実な推進を図るため、公民館事業評価においては、「基本方針」3項目と「推進にあたって」7項目の全10項目を観点として、毎年度、各事業の評価を行います。